

令和4年第1回五城目町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和4年3月15日（火）午前10時00分開議

- 1 開会（開議）宣告
- 2 議事日程
 - 日程第 1 総務産業常任委員長報告
 - 日程第 2 教育民生常任委員長報告
- 3 閉会

令和4年五城目町議会3月定例会会議録

令和4年3月15日午前10時00分五城目町議会3月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 工藤政彦	2番 工藤途子
3番 松浦真	4番 石川交三
5番 椎名志保	6番 荒川滋
7番 佐々木仁茂	8番 畑澤洋子
9番 斎藤晋	10番 石井光雅
11番 伊藤正春	12番 佐藤重信
13番 荒川正己	14番 館岡隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡邊彦兵衛	副町長	武田和栄
教育長	畑澤政信	総務課長	伊藤敏和
まちづくり課長	柏和順	税務課長	工藤加奈子
会計管理者	猿田仁	議会事務局長	門間良雄
農林振興課長	嶋崎一人	商工振興課長	猿田弘巳
建設課長	工藤高明	学校教育課長	齊藤正和
生涯学習課長	山田広美	住民生活課長	小玉広信
健康福祉課長	猿田広秋	消防長	伊藤忠恭
総務課課長補佐	東海林博文		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 門間良雄

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数14名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本定例会において各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

報告の順序は、総務産業、教育民生常任委員会の順序に行います。

はじめに、総務産業常任委員長の報告を求めます。10番石井光雅委員長

○総務産業常任委員長（石井光雅君） おはようございます。

令和4年3月定例会において総務産業常任委員会に付託になりました付議事件は、関係部分を含む議案18件と陳情1件であります。

これらの審査のため、9日午後3時より5時まで、10日午前10時より5時まで、午後5時まで、11日午前10時より午後5時まで総務産業常任委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

出席委員は3日間とも7名全員であります。参与には、伊藤総務課長、柏まちづくり課長、工藤税務課長、猿田会計管理者、門間議会事務局長、嶋崎農林振興課長、猿田商工振興課長、工藤建設課長はじめ関係職員であります。書記には、まちづくり課松橋係長、建設課畠山主事、商工振興課館岡係長を指名して会議に入っております。

議案第1号、五城目町総合発展計画基本構想について。

令和4年度から令和13年度まで、今後10年間の町の指針となる五城目町総合発展計画を策定するものである。基本理念を「未来（あす）に誇れる現在（いま）をともに築くまちづくり」として、五城目らしさを追求、安心と魅力を掘り起こし、協働と自立を基調としたまちづくりを推進することを基本的な考え方としております。10年後の五城目町の将来像を「ひとが輝き、まちが輝き、そして未来が輝く五城目町」とし、その実現のため6項目の分野別の基本目標を設定し、この基本構想に基づき、前期5年、後期5年の基本計画、さらにこの計画を具体化する実施計画となっております。

委員からは、本計画は県の承認が必要となるのか。当局より、県の承認は不要とのこと。

また、委員より、現計画、今の計画の総括として達成度をどう捉えているか。当局よ

り、消防庁舎、五城目小学校、防災行政無線、湖東病院の改築、温水プールの改修など、大規模なハード事業が確実に進められ、達成度は高いものと捉えている。

また、委員より、第2章の地勢・歴史の中に、萱葺き民家と棚田の風景が評価されるという記載があるが、三平の家の閉鎖もあり、萱葺き民家については記載を改める必要があると思う。など様々な意見が出されましたが、議案第1号は、全会一致可決すべきものと決しております。

次に、議案第2号及び議案第3号は一緒に審議いたしました。

不動産の譲与について。

議案第2号は、昭和55年度に公営住宅の共同施設として整備した新里町集会所を新里町内会に無償で譲与するものである。

議案第3号は、昭和63年度に公営住宅の共同施設として整備した矢場崎集会所を矢場崎町内会に無償で譲与するものである。

委員より、譲与にあたり、再度十分協議の上、会長以外の役員も立ち会いの上で契約にほしい旨の要望をしております。

議案第2号及び議案第3号は、全会一致可決すべきものと決しております。

議案第4号、五城目町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に伴い、今まで引用されていた3つの法律が個人情報の保護に関する法律に統合されたため、当該条例の一部を改正するものであり、議案第4号は、全会一致可決すべきものと決しております。

議案第5号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について。

本案の改正内容は、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和であり、非常勤職員の育児休業、部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上との要件を廃止することで、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員が採用当初からこれらの休業や休暇等を取得できるようにするものであります。

次に、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置であり、妊娠、出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認、勤務環境の整備として研修の実施、相談体制の整備など、短期・長期を問わず、育児休業の取得を希望する職員が希望するとおりの期間を承認できるよう配慮するものであり、議案第5号は、全会一致可決すべきものと決しております。

議案第6号、五城目町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例制定について。

本案は、五城目町街路樹管理計画を策定し、これまで培われてきた緑豊かな景観を守りながら、個々の街路樹がより健全に成育できる環境及び安全な道路空間を整備するため、五城目町街路樹管理計画策定委員会を設置し、その報酬額を定めるため、当該条例の一部を改正するものであります。

委員からは、委員会の立ち上げが遅すぎたのではないかと、もっと早く立ち上げるべきであったなどの意見がありました。

議案第6号は、全会一致可決すべきものと決しております。

議案第7号、五城目町財政調整基金の一部を改正する条例制定について。

本案は、基金の管理について、最も確実かつ有利な方法として有価証券による運用を明文化するため、当該条例の一部を改正するものである。

改正内容は、第3条に新たに「基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」の1項を加えるものであります。今回は、財政調整基金1億円を10年固定の有価証券に代えるものであり、議案第7号は、全会一致可決すべきものと決しております。

議案第8号、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律で、主な改正内容は、子育て世帯の経済的負担軽減を目的に未就学児の均等割額を半分に軽減するものであり、未就学児については、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である未就学児がいる世帯が対象となります。また、7割、5割、2割軽減世帯では、軽減後の残りの金額の2分の1が軽減になります。軽減分の負担は、国2分の1、県4分の1、町4分の1であり、議案第8号は、全会一致可決すべきものと決しております。

議案第9号、五城目町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について。

主な改正内容は、入居者の公募の方法を、2つ以上の方法からいずれかの方法に改める。また、入居者の公募のテレビジョンを町ホームページに改める。公募の方法は、新聞、町ホームページ、掲示板、町広報とする。また、別表第1から、譲与することが決まった新里町集会所、矢場崎集会所を削除するものであり、議案第9号は、全会一致可決すべきものと決しております。

議案第10号、五城目町町営住宅集会所管理条例を廃止する条例制定について。

新里町集会所、矢場崎集会所を各町内会に譲与するため、条例に該当する集会所がな

くなることから当該条例を廃止するものであり、議案第10号は、全会一致可決すべきと決しております。

議案第13号、馬場目岳周辺自然ふれあい施設盆城庵及び五城目町地域資源活用総合交流促進施設清流の森の指定管理者の指定について。

盆城庵及び清流の森について、引き続き清流の会会長 金澤幸則を指定管理の候補者とするものであり、指定期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間であり、議案第13号は、全会一致可決すべきと決しております。

議案第20号、専決処分（第1号）の承認を求めることについて、令和3年度五城目町一般会計補正予算（第9号）。

連日の降雪により除雪費に不足が生じたことから、道路除雪委託料8,000万円の増額補正を令和4年1月14日付けをもって専決処分したものであり、議案第20号の関係部分について、全会一致承認すべきと決しております。

議案第21号、令和3年度五城目町一般会計補正予算（第10号）。

ほとんどが実績見込みや精算による減額補正であります。

補正の主なものは、光ケーブル移設工事費負担金480万円の補正は、内川富津内地区の道路工事に伴い、電柱4本を移設するため。それから、ふるさと愛郷基金積立金へ1,740万4,000円の補正。森林環境譲与税基金積立金へ932万7,000円の補正。道路除雪委託料3,000万円の補正。街路施設修繕料130万円の補正は、馬場目地区で落雷により14灯の街灯に被害があったため。財政調整基金積立金に5,002万3,000円を補正。財政調整基金は、総額で11億4,498万2,000円となるものであります。

議案第21号の関係部分について、全会一致可決すべきと決しております。

議案第25号、令和3年度五城目町水道事業会計補正予算（第3号）。

排水施設改良費の減額など、精算及び実績見込みによる減額が主なものであります。

議案第25号は、全会一致可決すべきと決しております。

議案第26号、令和3年度五城目町下水道事業会計補正予算（第4号）。

流域下水道建設費の負担金97万6,000円の増額補正などが主なものであり、議案第26号は、全会一致可決すべきと決しております。

議案第27号、令和4年度五城目町一般会計予算。

総務費、財産管理費の旧五城目小学校跡地に係る予算について、進め方、手続きにつ

いて瑕疵があり本会議で問題になったことから、総務課長より説明を求めた。旧五城目小学校跡地利用について、手続きをやり直し、改めて関係団体、関係機関などと協議を経た上、その利活用方法を定めた後にできる限り早々に必要な整備を実施する。

委員から、議会と当局でもっと意見を交わす必要があるということから、副町長へ出席を要請し説明を求めた。

副町長からは冒頭、手続きの不備について陳謝の言葉があり、新聞報道の内容は町の意図していることと異なる内容であり、総務課長の説明のとおりである。今後かかる経費については、補正予算で対応させていただく。

再度総務課長からは、間もなく工事が完成することから、早急に安全対策が必要であり、財産管理費に計上した予算の一部で執行することを承認していただきたいということであり、委員会ではそれを了としたところであります。

その他の当初予算の主なものは、総務課では、広報広聴費の車両購入費 3 2 7 万 6, 0 0 0 円は、町長公用車を購入するものであります。庁舎管理費の工事請負費 1, 1 7 2 万 2, 0 0 0 円は、庁舎のエアコン設備、あ、エアコン設置、床暖房設置、自家発電バッテリー交換などであります。

まちづくり課では、集落支援員活動事業 3 9 7 万 8, 0 0 0 円は、馬場目地区コミュニティ生活圏形成の支援員 1 名採用するものであります。ふるさと納税事業 3, 0 2 7 万 1, 0 0 0 円は、事業処理委託料及びふるさと愛郷基金積立金などであります。

農林振興課では、多面的機能支払交付金事業 5, 3 6 1 万 6, 0 0 0 円は、町内 2 5 組織に対する交付金であります。森林環境譲与税事業 3, 1 8 4 万 1, 0 0 0 円は、作業委託料及び五城目産木材需要拡大推進事業補助金などであります。

商工振興課では、新型コロナウイルス感染症対策事業 6, 6 5 4 万 1, 0 0 0 円は、コロナ禍で町内経済が逼迫していることから、中小企業へ 2 0 万、個人事業主へ 1 0 万円を支給するものであります。観光費一般の工事請負費 1 2 9 万 8, 0 0 0 円は、釣りキチ三平のロケ資料を友愛館に展示するための経費であります。

建設課では、地方道路整備事業 1 億 3, 3 6 8 万 2, 0 0 0 円は、新畑町線舗装改良工事など 5 件の工事の請負費及びローダーの車両購入費であります。単独道路整備事業 3, 0 4 4 万 2, 0 0 0 円は、四渡園線道路改良工事など 6 件の工事請負費であります。

議案第 2 7 号の関係部分については、全会一致可決すべきと決しております。

議案第 3 2 号、令和 4 年度五城目町水道事業会計予算。

主なものとして、五城目浄水場の送水流量計水質計器排水制御盤の更新工事、杉沢浄水場2号のろ過機材の入れ替え、湯ノ又浄水場電源装置の設置工事などであり、議案第32号は、全会一致可決すべきと決しております。

議案第33号、令和4年度五城目町下水道事業会計予算。

主なものとして、管渠建設改良工事、流域下水道建設費負担金、また税理士による公営住宅会計処理事務支援業務などであり、議案第33号は、全会一致可決すべきと決しております。

陳情受理番号第1号、森林整備を推進するための森林環境譲与税の活用を求める陳情書、これは五城目森林組合よりであります。

県、秋田地域振興局、五城目町、五城目森林組合による五城目町森林経営管理協議会を設置し、森林環境譲与税について協議を進めており、今後森林整備のため、森林環境譲与税が大いに活用されると思うことから、陳情受理番号第1号は、全会一致採択すべきと決しております。

以上で令和4年3月定例会において総務産業常任委員会に付託になりました付議事件の報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第20号、議案第21号、議案第27号を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第13号、議案第25号、議案第26号、議案第32号、議案第33号は原案可決と決します。陳情第1号は採択と決します。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。5番椎名志保委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） おはようございます。

令和4年3月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分を含む18件であります。

これらの審査のため、3月9日午後3時より教育民生常任委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は7名全員であります。参与には、畑澤教育長、齊藤学校教育課長、山田生涯学習課課長、小玉住民生活課長、猿田健康福祉課長、伊藤消防長はじめ関係職員、書記には、本間生涯学習課主事、大石住民生活課主査、佐藤健康福祉課主査、消防本部近藤消防副司長をそれぞれ指名し、会議に入っております。

はじめに、議案第11号、五城目町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、消防庁長官通知「消防団員の報酬等の基準の策定等について」により、非常勤消防団員の報酬等の基準が定められたことに伴い、消防団員の処遇を改善することで消防団員を確保し、本町の消防防災体制の充実強化を図るため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、災害、警戒、訓練等の職務に対し支給していた費用弁償を出勤報酬に改め、即応体制をとるために必要な作業や、消防団員という身分をもつことに伴う日常的な活動については、基本給的性格をもつ年額報酬として支給すべきものとされたことから、放水試験、出初め式、会議等については支給対象からは削除し、また、年額報酬と出勤報酬の額についても改めたものであります。

当局から、金額については国から示された基準に従いながら、交付税単価をベースに本町の実情を加味したものであるとの説明がございました。

施行期日は、令和4年4月1日からであります。

委員から、役場職員が団員の場合の報酬は町として今後どうしていくのかとの質疑があり、当局から、平成25年に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定され、公務員が報酬を得て消防団員と兼職することを認めることとなっており、現在、総務課とやりとりをし、日中、災害や火災があり出勤が必要となった場合の職務に専念する義務の免除に該当させることを協議している。任命権者である町長の許可を得てということになるので、来年度から役場職員にも年報酬を支給することを含め、要綱の作成を総務課で進めていると聞いているとの答弁がございました。

ほかには特には意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第12号、八郎湖周辺清掃事務組合理約の一部変更についてであります。

改正内容は、令和4年4月22日から男鹿市議会議員の定数が変更されることに伴い、

八郎湖周辺清掃事務組合議会議員定数を「14人」から「13人」に改め、併せて男鹿市選出の定数を「6人」から「5人」に改める規定となっております。

特には質疑、意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第14号、五城目町高齢者等活動・生活支援促進機械施設馬川交流センターの指定管理者の指定についてであります。

本案は、五城目町高齢者等活動・生活支援促進機械施設馬川交流センターの指定管理者の指定について、議会に議決が求められたものであります。

指定管理者は、馬川地区町内会長会 会長 越高直人。指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までであります。

委員から、このところの灯油の高騰など、施設管理運営委託料の中では賄いきれなくなっているのではないかとの質疑があり、当局からは、施設管理運営委託料の中でご努力いただくことをお願いしている。今後、6地区公民館の会議の中で要望があれば、補正予算で対応したいと考えているとの答弁がございました。

ほかには特には意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第15号、五城目町馬場目地区文化交流センターの指定管理者の指定についてであります。

本案は、五城目町馬場目地区文化交流センターの指定管理者の指定について、議会に議決が求められたものであります。

指定管理者は、馬場目地区町内会長会 会長 宮川東典。指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までであります。

特には質疑、意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第16号、五城目町富津内地区公民館の指定管理者の指定についてであります。

本案は、五城目町富津内地区公民館の指定管理者の指定について、議会に議決が求められたものであります。

指定管理者は、富津内地区町内会長会 会長 小玉俊雄。指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までであります。

特には質疑、意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第17号、五城目町総合生きがいセンターの指定管理者の指定についてであります。

本案は、五城目町総合生きがいセンターの指定管理者の指定について、議会に議決が求められたものであります。

指定管理者は、内川地区町内会長会 会長 佐藤廣勝。指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までであります。

特には質疑、意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第18号、五城目町農村環境改善センターの指定管理者の指定についてであります。

本案は、五城目町農村環境改善センターの指定管理者の指定について、議会に議決が求められたものであります。

指定管理者は、大川地区町内会長会 会長 小熊新一。指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までであります。

委員から、この施設はアスベストの問題を抱えていなかったかとの質疑があり、当局から、屋根裏部屋でアスベストが使われている箇所があり、現在閉鎖している。3年前、保管されていた民俗資料等を持ち出した際、検査を行っており、アスベストの飛散はないと確認していると答弁がございました。

ほかには特には意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第19号、五城目町森山地区公民館の指定管理者の指定についてであります。

本案は、五城目町森山地区公民館の指定管理者の指定について、議会に議決が求められたものであります。

指定管理者は、森山地区町内会長会 会長 千田賢悦。指定の期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までであります。

委員から、各地区公民館のあり方に対し、公民館を活用したキャリア教育や、ふるさと教育を進めていくことが大事であるとするが、町としてどういった方針で今後4年間指定管理を行っていただくのかと質疑があり、当局から、これまで各地区に合わせたいろいろな講座を設け、地域住民の生涯学習に役立っているところである。生涯学習の拠点とともに地域コミュニティの役割、また防災といったことも含め、今後の公民館活動を考えていかなければならないと答弁がございました。

また、委員から、決算特別委員会の場で毎年指摘されてきたことであるが、公民館業務に従事されている方が長期にわたり同じ方が配置され、また、ご高齢になっていると

ころもある。より活発な公民館活動を展開していただくよう、若返りを図るべきと各地区町内会長会に対し強く要請すべきではないかと質疑があり、当局から、各地区町内会長会に若い方の配置を呼びかけていく。今回、大川地区で館長の交代が行われると答弁がございました。

ほかには特には意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第20号、専決処分（第1号）の承認を求めることについて、令和3年度五城目町一般会計補正予算（第9号）、当委員会関係部分についてであります。

想定を超えた降雪に対応するため、高齢者世帯等除雪支援委託料を1月14日付けをもって補正予算の専決処分をしたものであります。

委員から、道路から家までの距離が長い世帯など、間口除雪の上限いっぱいを早くに使い切ってしまう、なお降雪に見舞われることもあった。今年のように雪が多い場合など、上限の回数を検討してはどうかとの質疑があり、当局からは、40回という上限を柔軟に考えていかなければならないと感じているところであるとの答弁がございました。

ほかには特には意見もなく、全会一致で承認すべきものと決しております。

次に、議案第21号、令和3年度五城目町一般会計補正予算（第10号）、当委員会関係部分についてであります。

歳入では、国の負担金の追加交付や精算による補正、各事業の実績、実績見込みによる補正がほとんどであり、歳出では、入札差金や精算及び実績見込みによる補正、新型コロナウイルス感染症による各事業、各種大会の中止や規模縮小による費用の減額補正が主なものです。

健康福祉課での新たなものとして、保育士等の処遇改善のための経費、保育士等処遇改善臨時特別交付金の補正で、手当てを3%引き上げることとしています。

委員から、すくすく未来応援特別誕生祝い金、妊婦健診委託料、子育て支援クーポン券利用給付費、予防接種委託料など、出生数の減少による減額補正が目立つが、子供を生み育てやすくするには現場としてどういったことが必要と感じているかとの質疑に、当局からは、他町村に引けをとらないくらいの支援を充実させているが、出生数の減少は止められないのが事実である。経済的な支援なのか、子育て環境の整備なのかといった、担当課だけでは解決できない旨の答弁がございました。

委員からは、そもそも若い世代が町にいない。若い世代を引きとめるか、引き寄せるか、そこなのではないかといった指摘もありました。

また、小学校新校舎の光熱水費に対し、学ぶ環境を充実させるための費用負担は致し方ないが、今後、エネルギー供給を検討したり、学びの中でもエネルギーをどう使うか、よりよく使うといったことを、国として各国の依存度が高いことも含め、考えていくことも必要ではないかといった指摘がございました。

また、今年度から予算措置された消防団各分団への活動費について、コロナが収束し、操法大会が行われるなど例年の活動が再開された時点で、活動費の額がふさわしいものであるかどうかを検証していただきたいといった指摘もなされました。

ほかには特には意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第22号、令和3年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

県交付金の額の確定及び保険料給付費等の実績見込みによる補正であり、被保険者数は2月末現在で1,975名であります。

委員から、昨年の3月定例会において、人間ドックや脳ドックに対し、せっかく補助がなされているので、病気の早めの発見のためにももっと勧奨すべきとの指摘があったが、今年度の利用実数はどうかとの質疑があり、人間ドックは、昨年度11名の利用が今年度は21名であり、受診者の増につながった。脳ドックは、昨年度2名であったが今年度の受診はない。保険証の更新通知や町広報への掲載などで受診のPRを図っているところだが、まだまだ周知が足りないとみている。今後も周知に努め、受診者増につなげていきたいとの答弁がございました。

ほかには特には意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第23号、令和3年度五城目町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。

低所得者に対する保健基盤安定繰入金増額、それに対する歳出の同額補正であり、被保険者数は2月末現在で2,312名であります。

特には質疑、意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第24号、令和3年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。

保険事業勘定歳入では保険料、歳出では保険給付費など実績見込みによる補正、介護サービス事業関係では、歳入のサービス収入を歳出で繰り出しする補正であります。

委員から、第8期の重点4事業である高齢者保健事業と介護予防の一体化事業として

個別訪問の実施、サロンを増やす、ショートステイの6事業所を小規模多機能型居宅介護事業所などへ移行する取り組みを行う、ケアプラン点検の強化といったことはどう進められているかとの質疑に、当局から、サロンはコロナ禍ということもあり、34団体から増えていない。ケアプランの点検は20件行い、ヒアリングの中で変更できるものについての対応をお願いしているが、ケアマネージャーが利用者と町との板挟みにならないよう配慮も必要だと感じている。また、初めから長期の利用ありきの計画とならないよう指導も必要だ。事業所の用途転換については、事業所への協力要請が必要であり、小規模多機能型への事業縮小となると、施設の利活用において支障をきたすなど弊害が生じる。施設入所より在宅での介護を進めていくために、定期循環随時対応型訪問サービスといった地域密着型施設への事業転換を求めていく必要があると考え、さらにサービスの充実を図るといった方向性を目指していくとの答弁がございました。

ほかには特には意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第27号、令和4年度五城目町一般会計予算、当委員会関係部分についてであります。

各課経常的な予算計上のほかに、新たな事業など主なものとして、住民生活課関係歳出では、火葬場の外構工事請負費、棺の台車や祭壇などの施設用備品購入費や継続事業として火葬場整備事業工事請負費が計上されております。また、一般廃棄物埋立て処分場の長寿命化を図るための工事請負費などが主なものです。

委員から、火葬場の通信運搬費が高額ではないかとの内容を問う質疑があり、当局より、光回線の接続工事、火葬炉設備など、富山県の事業所から遠隔監視に伴う光回線使用料であるとの答弁がございました。

委員から、他自治体の事例などとの比較や見積もりの妥当性の検討など、こういったことにこそコスト意識の改革が必要ではないかとの指摘がございました。

健康福祉課関係の主なものとして、予防接種事業の中で、国の方針に基づき、子宮頸がん予防のためのHPVワクチンの対象者拡大、インフルエンザワクチンの高校生までの助成拡大と、おたふくかぜワクチンの新たな助成分が計上されております。また、これまで国民健康保険事業の中で実施していた人間ドック費用の助成を後期高齢者医療事業へも拡大したこと、認知症高齢者見守り事業として、仮称おでかけ見守りシールの取り込みにかかる経費の予算計上がございました。新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用した事業は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までに生ま

れた子供1人につき10万円を支給する、すくすく未来応援特別誕生祝い金事業であります。また、新年度も新型コロナウイルスワクチン接種対策事業の経費が措置され、3回目のワクチン接種が今年度に引き続き行われることとなっております。

委員から、後期高齢者医療事業の中で、人間ドックの費用だけではなく、認知症や脳疾患も増えてくることから、脳ドックへも補助する考えはないのかとの質疑があり、当局から、他自治体の事例が余りないことから、新年度の助成は見合わせたとの答弁がございました。

次に、消防署関係の主なものとして、年次計画に従い、消防団に配備する小型ポンプ積載車4台分の更新、また、2tベースのトラックで高速走行のできる装備を兼ね備えた資機材搬送車購入の予算計上であります。資機材搬送車の用途は、緊急消防援助隊として消防隊や救急隊が出動する際、エアテントなどを積載して後方支援活動に従事することのほか、交通事故などによる多数傷病者発生事案に際しての応急救護所設置のためのエアテントや簡易ベッドなどの搬送、水難事故に際してのボートの搬送や林野火災に対応するための資機材の搬送などに使用して、現場活動の充実を図ることを目的とするものであります。

委員から、小型ポンプ積載車の配備先を問う質疑があり、当局から、第2・3分団の高崎班、第4分団の裏横町班、第6分団の中村班、第8・9分団の富田班を予定している。令和5年度に残り4台を配備し、13分団全てのポンプ車が更新されることになるとの答弁がございました。

学校教育課関係の主なものは、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用して行われる、令和4年度の小・中学校の給食費を全額支援する学校給食支援事業、大学生1人につき10万円を支給する大学生等ふるさとからのエール給付金事業の予算計上であります。また、新たに会計年度任用職員としてICT支援員を配置し、小・中学校のタブレット保管管理やICT機器の支援、教材作成、ICTを活用し、障害のある児童生徒や不登校児の学習支援を行っていただくことや、小・中学校に公務支援システムを導入し、教育の事務作業の負担軽減を図ることとしております。また、児童の体幹と筋力を鍛えるための運動器具設置工事費の予算計上などであります。

委員から、新たに配置されるICT支援員は、支援の必要な児童生徒や不登校支援も行うとしているが、どういう経験をお持ちの方かと質疑があり、条件として教職員の免許を持っていることとあり、それを満たし、さらにICTに詳しく、週に5日、小・中

学校どちらにも入っていただくとの答弁がございました。

また、新年度も新型コロナウイルスの臨時交付金で給食費の無償化が行われるが、その後の継続の考えはあるのかとの質疑があり、当局からは、現段階では時限措置であり、あくまでコロナ対応と考えているとの答弁がございました。

委員から、再び給食費が徴収される時の伝え方に配慮いただきたいとの指摘がございました。

生涯学習課関係、主なものは、雀館運動公園日本庭園の樹木管理、多目的グラウンドの照明器具設置、広域体育館の消防設備の不備を改修するための予算計上であります。また、地域図書室「わーくる」の会計年度任用職員を2名体制にし、さらに魅力ある地域図書室となるよう努めていくこと。また、これまで新成人を祝う集いとして行ってきた二十歳の祝いを、成人年齢が18歳に引き下げられても、二十歳の集いとして引き続き二十歳になられたことをお祝いし行う旨の説明がございました。

委員から、公園管理費の中で行われる雀館公園整備の内容を問う質疑があり、当局から、日本庭園の樹木管理、雀館公園から町民センター周辺芝生広場までの整備、多目的グラウンドの照明設置工事などとしている。今後、雀館公園周辺を全体的な公園広場として捉えていかなければならないと考えているとの答弁がございました。

ほかには特には意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第28号、令和4年度五城目町国民健康保険特別会計予算についてであります。

歳入歳出ともに11億5,973万6,000円、前年度比5,181万5,000円、率にして4.3%の減で、被保険者数は1,891名であります。予算編成のために財政調整基金から3,298万8,000円が繰り入れられることになり、令和5年度末の基金残高は2,203万3,000円となる見込みである。令和5年度の当初予算編成が厳しい状況になりかねないので、来年度、税率の改正が必要になると思われるとの当局からの説明がございました。

新規事業として、特定健診の未受診者に対し、再度勧奨通知を発送し、受診率の向上に努めるとする予算計上がございました。

国民健康保険税が高額で過酷な税となっていることから、全県統一された保険料であることが望まれ、県でも令和15年度を目標に作業されているようであるとの当局からの情報提供がございました。

特には質疑、意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第29号、令和4年度五城目町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出ともに1億4,905万2,000円、前年度比1,059万7,000円、率にして7.7%の増で、被保険者数は2,101名であります。

当局から、コロナウイルス感染症に収束の兆しが見えてくることに伴い、それまでの医療受診控えが緩められ、医療費の増額に向かうのではないかと予想される試算であるとの説明がございました。

来年度から保険料率の割合の変更があり、通常被保険者証の更新による適用が8月1日、保険料率の変更後、さらに新たな被保険者証の適用が10月1日にあり、これら2回の発送による通信運搬費の増額計上があります。

特には質疑、意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第30号、令和4年度五城目町介護保険特別会計予算についてであります。被保険者数は4,167名であります。

保険事業勘定では、歳入歳出ともに19億3,049万9,000円、前年度比7,613万6,000円、率にして3.8%の減であります。

サービス事業勘定では、歳入歳出ともに475万9,000円、前年度比119万9,000円、率にして33.7%の増であります。

歳出に、第9期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査を実施するとして業務処理等委託料の増額、また、新規事業である認知症高齢者見守り事業委託料として仮称おでかけ見守りシールの経費が計上されております。

委員より、介護予防事業に参加するとポイントがたまり換金される、はつらつポイント事業に対し、高齢者にとって介護予防の励みとなる事業だが、現在、町で行われている事業だけが対象となっている。介護予防の方法はその人その人で違う場合もあり、対象事業などの拡充を図るべきとの指摘がなされました。

また、コロナ禍でワクチン接種事業などもあり、健康福祉課のますます多忙な様子が見える。人員増の予定はないのかとの質疑があり、当局から、通常業務に加え、ワクチン接種、福祉灯油、あったか灯油などの事務作業が重なり、特に1月、2月は多忙を極めていた。会計年度任用職員の配置で応援いただいているが、正職員でなければならぬ業務もあり、確かに人員の不足は感じていると答弁がございました。また、抱え

る事例も多様化し、ますます過酷な現場に向き合うこととなる地域包括支援センターの状況もあり、有資格者を含む健康福祉課の人員増の必要性を、当委員会として強く指摘したところでありました。

コロナの状況を見ながら、引き続き第8期で掲げた重点4事業を展開し、健康寿命を延ばし、介護予防に努めることにつなげていただく旨の指摘をし、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第31号、令和4年度五城目町障害認定事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出ともに367万2,000円、前年度比8,000円、率にして0.2%の減であります。

特には質疑、意見もなく、全会一致で可決すべきものと決しております。

以上で令和4年3月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。7番佐々木議員

○7番（佐々木仁茂君） 今回の委員長報告の中での議案第27号、一般会計予算の中で、先ほど出ましたが、公園管理と、雀館運動公園の管理。その中で日本庭園、これも出ましたが、このことは昨年9月の定例会における決算特別委員会で指摘した事項であります。非常に荒れた状態で、まあ現場も見に行きましたが、大変な非常にその面影がないと、造った当時の。非常に、いかに今まで管理が悪かったという、そういうふうな認識をいたしました。

そこで今回、その庭園のいわゆる予算ついてますから、どういったところをどういうふうにするのか。そういった話し合いが行われたかどうか、お答えください。

○議長（石川交三君） 5番椎名委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 審査の中では特に内容を審議したといったことはございませんが、当局からは、日本庭園の樹木管理と池の整備と伺っております。

○議長（石川交三君） ほかに。7番佐々木議員

○7番（佐々木仁茂君） 樹木の剪定ということですが、いわゆるあの素晴らしい庭園。樹木も大変、こう何と申しますか、管理不足で非常にこう、何と申しますかね、かつての美しさというか、庭園全体のバランス、そういったことを考えますと、私はやっぱり専門的な業者を入れて、そしてその後続くそういった樹木の剪定、私はそれをやって

いただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の議案第20号、議案第21号、議案第27号を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第11号、議案第12号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号は原案可決と決します。

次に、議案第20号、専決処分（第1号）の承認を求めることについて、令和3年度五城目町一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

各委員長の報告は原案承認です。議案第20号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第20号は原案承認と決します。

次に、議案第21号、令和3年度五城目町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

各委員長の報告は原案可決です。議案第21号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第21号は原案可決と決します。

次に、議案第27号、令和4年度五城目町一般会計予算を議題といたします。

各委員長の報告は原案可決です。議案第27号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第27号は原案可決と決
します。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査並びに新型コロナウイルス対策等のため、五城目町議会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第1回五城目町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労様でした。

午前11時03分 閉会

会 議 録 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員